

資料（ 経営会議 調整会議 ）

開催日：平成21年10月23日（金）

担当課：総務部 契約検査課

件 名：(仮)長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について	
提出理由：より透明性の高い契約事務を目指し、長期継続契約の対象を拡大したいため	
内 容： 1. 背 景 地方自治体は、電気、ガス、水道、電話料金、不動産の賃貸についてのみ、債務負担行為を設定せずに複数年にわたる契約（長期継続契約）が可能とされていたが、平成16年に地方自治法が改正され長期継続契約できる対象が拡大された。 2. 本市の状況 (1)物品を借り入れる契約において債務負担行為を設定し複数年契約を締結している。 (例)コピーの賃貸借契約、パソコンの賃貸借契約など (2)役務の提供を受ける契約（業務委託）の一部については随意契約により契約期間を延長している。(初年度、または複数年に一度、入札を実施している) (例)庁舎総合管理業務委託、本庁舎電話交換業務委託など (3)「入札・契約事務検討会議」において、より透明性の高い契約事務とするため随意契約のあり方を見直した結果、本市における業務委託についても複数年契約が必要とされるものは、債務負担行為のほか長期継続契約条例を制定し、活用していくことも検討することとなった。	3. 長期継続契約について (1) 複数年契約の効果 初期投資を必要とする契約では、複数年の契約を担保することによって、事業者が安定して業務を受託することができるようになる。随意契約が減少することで契約の透明性が高まる。 毎年度行っていた契約締結事務が省略されるため、事業者、行政双方において事務の合理化、効率化が図られる。 (2) 長期継続契約の対象 商慣習上複数年にわたる契約が必要な物品の賃貸借契約 事務用機器、車両などのリース契約 年度を越えて日常的・継続的・反復的な役務の提供を受けるもので、準備行為や初期投資が必要でその回収に複数年必要と認められる契約 設備の運転管理、庁舎等の総合管理、リース物品の保守など (3) 債務負担行為との違い ・議会の議決が不要（予算の議決は必要） ・義務費ではなく各年度の予算の範囲内での執行 ・条例化が必要（対象を特定しておくこと）
経 過 平成20年8月～ 「入札・契約事務検討会議」諸課題について検討(随意契約についての見直しを含む) 平成21年5月～(3回) 同会議にて長期継続契約について具体的な検討	今後の予定 平成21年10月～ 各部において対象案件絞込み 平成21年12月議会 条例案上程 平成22年4月 条例施行